

マイナンバーカードに関する意見書（案）

政府は、本年 6 月に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想基本方針において、自治体ごとのマイナンバーカード（以下「カード」という。）の交付率を、来年度から普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討することとした。

また、政府は、カードの交付率が平均を下回るなどしている自治体 963 団体を「重点的フォローアップ対象団体」として指定し、都道府県知事等を通じ、市区町村長に普及促進の取組を求めており、さらに、来年度に創設し、自治体に交付する予定の「デジタル田園都市国家構想交付金」の一部について、住民へのカードの交付率が全国平均以上でなければ申請できない仕組みとする方向であることが、新聞などで報道されている。

本来、地方交付税及びその他の交付金は、取得が個人の意思に委ねられているカードの交付率とは無関係なものである。そのカードの交付率が、地方交付税の算定基準やその他の交付金の交付のための条件となれば、地方交付税等の制度と相容れないばかりか、カード取得への事実上の圧力や強制につながることが強く懸念される。

また、健康保険証を始め、運転免許情報や銀行口座情報などとも関連付けられることにより、カードを持ち歩く機会が増え、紛失や情報漏えいの危険が更に高まる。個人情報は、漏えいを完全に防ぐことが難しく、一旦情報が漏えいすると、全てを消去することは不可能なため、取り返しのつかない事態になる。

マイナンバーは、その情報量から利用価値が高く、サイバー攻撃の対象となりやすい。それにも関わらず、情報漏えいに対し、自己情報コントロール権の観点からも法的な救済措置が十分とは言えない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、カードの適正な取得及びその取扱いについて、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 地方交付税の算定基準並びにその他の交付金及び施策において、カードの交付率を条件としないこと。
- 2 カード取得は個人の意思にのみ基づき、圧力や強制へつながる政策誘

共

導を行わないこと。

3 個人情報の漏えいに対し相談窓口や救済機関を開設し、自己情報コントロール権の確立に向けた検討を開始すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
デジタル大臣

} 宛て